

令和 5 年(2023 年) 3 月 23 日

共同利用館の後継施設について（共同利用館後継施設検討部会 中間報告）

1 検討経過

- (1) 第 1 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 4 年 10 月 27 日）
部会委員 5 名により、共同利用館の後継施設について意見交換した。
- (2) 第 2 回 共同利用館後継施設検討部会（意見交換会）（令和 4 年 12 月 13 日）
部会委員 5 名及び公募による参加者（アイヌ文化の振興に関する活動をされている方）10 名により、後継施設について意見交換を行った。
- (3) 第 3 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 5 年 2 月 8 日）
部会委員 5 名により、共同利用館の後継施設に関する課題整理について意見交換を行った。

2 後継施設に関する基本的な考え方

共同利用館の後継施設については、以下の観点に基づき検討を進めるべきと考えられる。ただし、いずれの項目についても、多様な考え方があることに留意する必要がある。

(1) 後継施設の目指す姿

- ① アイヌ民族が、世代間の交流等を通じ、文化を継承するための施設とすること。
- ② アイヌ民族にとって、安心して集うことができ、身近で使いやすい施設とすること。
- ③ アイヌ文化に関する情報が集まり、発信することができる場とすること。
- ④ 特定の個人や団体の利益を追求するような利用方法を避けること。

(2) 後継施設の機能等

- ① 以下の部屋や機能等を有すること。また、それぞれの機能に応じて、使いやすい工夫（防音対策や十分な天井高など）を講じること。
 - ・ 舞踊の練習やアイヌ語教室、民具の複製、工芸品の制作などを行うことができる集会室等
 - ・ 伝統料理を調理することができる調理室
 - ・ アイヌ文化を学ぶことができる図書スペース
 - ・ アイヌ文化の保存、継承、振興のために録音・録画等ができる機能
 - ・ Wi-Fi 環境等
- ② アイヌ民族の生活相談事業を実施すること。
- ③ 観光客等が訪れるアイヌ文化交流センターとの役割を意識して機能を検討すること。
- ④ アイヌ民族以外の利用により、アイヌ民族が利用しづらくなならないような工夫（ア

イヌの優先予約枠の設定、時間区分やゾーニング等)を講じること。

- ⑤ 伝統儀式などの伝承も行えるよう、囲炉裏を備えること。
- ⑥ アイヌ民族が子どものうちからアイヌ文化に触れられるような展示等の機能を検討すること。
- ⑦ 伝統文化の保存や継承に当たり、特に必要がある場合には時間制限なく活動を行うことができる場とすること。
- ⑧ 女性や子どもが利用しやすい機能を備えること。
- ⑨ 誰もが利用しやすいバリアフリーの施設とすること。
- ⑩ 施設管理体制の強化を検討すること。

(3) 後継施設の立地等

- ① 車を運転しない高齢者や子どもでも集いやすいように、公共交通機関で利用しやすい場所を検討すること。
- ② 舞踊に使用する衣装や道具、刺しゅうの制作に使用する資材など、搬出入する荷物が多くなる用途が想定されるため、十分な駐車場を確保すること。
- ③ アイヌ文化において活用される植物等について学べる環境であること。
- ④ 可能な限り中心部となるように検討すること。